

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び別府市上下水道局契約事務規程（平成 6 年水道局管理規程第 4 号）第 2 1 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 9 日

別府市
別府市長 長野 恭紘

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか別府市上下水道局電子入札運用基準による。

第1 競争入札に付する事項	
1. 工事名	令和 8 年度 乙原地区配水管布設工事
2. 工事場所	別府市乙原 4 組外
3. 工期	1 8 0 日間
4. 工事概要	φ 7 5 水道配水用ポリエチレン管 L = 1 0 7 6 . 6 m φ 7 5 ソフトシール仕切弁（挿し口付）1 基 φ 2 5 空気弁 1 基 ※本工事は、週休 2 日工事（現場閉所型／受注者希望型）である。
5. 予定価格	¥ 6 0 , 0 1 6 , 0 0 0 - （消費税及び地方消費税を含む） ¥ 5 4 , 5 6 0 , 0 0 0 - （消費税及び地方消費税を除く）
6. 最低制限価格	落札決定後に公表する。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事については、次の1及び2の要件を満たす者に限り入札参加を認める。

1 企業

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

区 分		要 件	備 考
(1)	資格業種	管工事	別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和55年別府市告示第176号）の規定により、等級の格付け又は資格の認定を受けている者であること。
(2)	格付	A等級	
(3)	許可区分	特定又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条関係
(4)	建設業法に基づく本店等の所在地	別府市内に本店があること。	
(5)	総合評定値（P点）	—	
(6)	企業の施工実績	—	
(7)	施工条件	—	

2 配置予定技術者

次に掲げる条件をすべて満たす技術者を適正に配置できること（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に規定する建設工事にあつては、技術者を専任で配置すること）。

(1)	国家資格等	建設業法第26条に規定される上記1の(1)の業種に係る技術者の資格を有する者であること
(2)	監理技術者資格等	当該工事で見込まれる下請代金の額の総額が規定された金額以上の場合、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者
(3)	雇用関係	当該入札の申込日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者
(4)	その他技術者条件	—

第3 入札手続等

1	担当課	別府市上下水道局 総務課 契約資産係 住所：大分県別府市大字別府字野口原3088番27 電話：0977-23-3108									
2	公告内容の交付期間等	(1) 交付期間	令和 8 年 6 月 10 日(水)から 令和 8 年 6 月 30 日(火)までの の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(2) 交付場所	別府市上下水道局 総務課								
		(3) 交付方法	交付については、直接交付を行うほか、電子入札システムによるものとする。								
3	設計図書等の閲覧期間等	(1) 閲覧期間	令和 8 年 6 月 10 日(水)から 令和 8 年 6 月 30 日(火)までの の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(2) 閲覧場所	別府市上下水道局 総務課								
		(3) 閲覧方法	閲覧方法は、(2)で示す場所における電子閲覧のほか、電子入札システムにおける設計図書等閲覧（以下「設計図書等閲覧」という。）によるものとする。 なお、設計図書等の貸出しは一切行わない。								
4	設計図書等の質疑応答等	(1) 提出期間	令和 8 年 6 月 10 日(水)から 令和 8 年 6 月 24 日(水)までの の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(2) 提出場所	別府市上下水道局 総務課（担当係）契約資産係								
		(3) 提出方法	書面で持参すること。								
		(4) 回答書の閲覧期間	遅くとも、(1)の提出期間の末日から起算して3開庁日後から 令和 8 年 6 月 30 日(火)までの の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(5) 回答書の閲覧方法	設計図書等閲覧によるものとする。								
5	競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出	(1) 提出期間	令和 8 年 6 月 10 日(水)から 令和 8 年 6 月 25 日(木)までの の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(2) 提出方法	原則、電子入札システムによる。 ※添付する書類のアプリケーション及びバージョンは次のとおりとする。 <table><tr><td>使用アプリケーション</td><td>ファイル形式</td></tr><tr><td>Microsoft Word</td><td>Word97からWord2016までのバージョンでの保存</td></tr><tr><td>Microsoft Excel</td><td>Excel97からExcel2016までのバージョンでの保存</td></tr><tr><td>その他のアプリケーション</td><td>PDFファイル(Acrobat3からAcrobat10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル LZHファイル</td></tr></table>	使用アプリケーション	ファイル形式	Microsoft Word	Word97からWord2016までのバージョンでの保存	Microsoft Excel	Excel97からExcel2016までのバージョンでの保存	その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat3からAcrobat10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル LZHファイル
		使用アプリケーション	ファイル形式								
		Microsoft Word	Word97からWord2016までのバージョンでの保存								
Microsoft Excel	Excel97からExcel2016までのバージョンでの保存										
その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat3からAcrobat10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル LZHファイル										
(3) 提出資料等	提出資料及び作成方法等は第8による。										

6	入札書の提出	(1) 提出期間	令和 8 年 6 月 26 日(金)から 令和 8 年 6 月 30 日(火)まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
		(2) 入札方法等	・原則、電子入札システムによる。 ・入札回数は、2回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
		(3) その他	・落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7	開札	(1) 予定日時	令和 8 年 7 月 1 日(水) 午前 9 時 00 分
		(2) 開札場所	別府市上下水道局3階 入札室
		(3) 開札の立会	別府市上下水道局電子入札立会要領（平成19年別府市水道局告示第41号）によるものとする。

第4 積算内訳書の作成等

1	この入札は、別府市上下水道局建設工事積算内訳書取扱要領（平成21年別府市水道局告示第31号）を適用する。
2	入札に際し、入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
3	様式は、 設計図書等閲覧にアップされた様式を参照 し作成すること。
4	提出の方法は原則、電子入札システムによるものとする。ただし、再度の入札を行う場合は持参するものとする。
5	積算内訳書の作成に当たっての留意事項 (1) 積算内訳書の記載レベルは、閲覧用設計書（金額抜き）に対応した同一レベルの項目を記載すること。 (2) 表紙には、住所、商号又は名称、代表者又は受任者氏名、工事名及び工事場所を必ず記載すること。また、本工事費内訳書も記載例に準じ、必ず作成すること。 なお、捺印は、電子入札システムにより提出する場合は不要とする。 (3) 工事価格算出の際に、一括して値引きをすることはならない。ただし、種別内訳内での値引き及び調整は可とする。 (4) 入札書に記載された金額が工事価格の端数を調整又は処理された金額でないこと。 ただし、千円未満の端数は除く。 (5) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格と一致していること。 (6) 積算内訳書提出後の差替え、再提出又は撤回はすることができない。

第5 入札参加資格事項の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号。以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	破産手続き等の有無	破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
5	電子入札の登録	別府市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

第6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第7の4の(2)ただし書きの通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面（様式は任意）を持参して求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。 提出場所は、第3の1の担当係とする。
2	回答	説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、書面により行う。

第7 その他の事項

1	現場説明会	実施しない。
2	最低制限価格	この入札は、別府市上下水道局建設工事契約に係る最低制限価格制度実施要領（令和8年別府市上下水道局告示第20号）を適用する。なお、別府市上下水道局建設工事契約に係る最低制限価格制度試行要領（平成21年別府市水道局告示第19号）は、廃止したため、同要領に基づく「最低制限基準価格」は設定せず、「数値的判断基準」による審査も実施しない。
3	入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の100分の10以上とする。
4	事後審査及び落札決定	(1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。 (2) 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）の申請書等を審査する。最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。 (3) 落札者の決定は、原則として開札日から起算して3開庁日が経過する日までに行うものとする。 (4) 入札参加者が1者であっても、開札を行い、落札者を決定する。

5	契約書作成の要否	要
6	入札の無効	次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (1) 入札者としての資格のない者のした入札 (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札 (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札 (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札 (5) 入札金額を訂正した入札 (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 (7) 電子入札にあっては、契約担当者が指定する認証方法を用いない者のした入札 (8) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札 (9) 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札 (10) 入札金額に対応した積算内訳書を正当な理由なく提出期限までに提出しなかった者のした入札 (11) 申請書等及び積算内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札 (12) 開札予定日時までに、書面により「競争参加者としての資格を満たさなくなった（配置予定技術者の配置が困難となった場合等）。」旨の申し出があった者のした入札 (13) 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のアからエのいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 ア 当該談合情報における落札予定金額(率)（以下「落札予定金額(率)」という。）が入札結果と一致している場合 イ すべての入札参加者（共同企業体にあっては、その組合せ）が、入札結果と一致している場合 ウ 入札結果と落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は積算内訳書に不自然な事実がある場合 エ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合 (14) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札
7	支払い条件	前払金 有 中間前払金 有 部分払 無
8	その他	(1) この公告に定めのない事項については、別府市上下水道局要件設定型一般競争入札実施要領（平成20年別府市水道局告示第29号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、別府市上下水道局契約事務規程その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。 (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止等

8 その他		措置要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。） イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 (5) 契約担当者は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。 (6) 落札者（落札候補者、最低価格入札者及び契約者を含む。）は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 (7) 当該工事に係る下請負契約については、別府市内に本店を有する者を優先して活用するよう努めること。 (8) 当該工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を別府市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。 (9) 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。 (10) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (11) 当該工事の施工に当たっては、別府市上下水道局公共工事請負契約約款第60条に基づき、以下により工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。 ア 補填限度額 対人賠償 ・ 被害者1名当たりの填補限度額 1億円以上 ・ 1事故全体の填補限度額 2億円以上 対物賠償 ・ 1事故全体の填補限度額 3千万円以上 免責金額（自己負担額） 10万円以内 イ 被保険者名 発注者、受注者、全下請負人とする。こと。 ウ 被保険者間交差責任担保特約条項を附帯すること。 エ 填補する期間は契約工期及び終了日から14日を含むものとする。 (12) その他不明な点は、別府市上下水道局総務課契約資産係まで照会のこと。 電話0977-23-3108
-------	--	---

第8 その他の事項

申請書等作成にあたっては、下表による。

1 競争入札参加資格確認申請書	様式第1号 (その1)	・ 提出する場合は、申請者の捺印後の様式をスキャニング等で作成したファイルとして行うこと。
2 競争参加資格状況表	様式第2号 (その1)	
(1)本店等所在地		・ 記載の必要なし。
(2)発注業種の認定状況		・ 業種及び格付けを記載すること。
(3)経営事項審査		・ 記載の必要なし。
(4)履行実績		・ 記載の必要なし。
(5)施工条件		・ 記載の必要なし。
(6)配置予定技術者		・ 様式第4号を添付すること。

3 履行実績		
(1)工事名称等	様式第3号 (その1)	—
4 配置予定技術者の 資格・建設工事等 の経験		
(1)配置予定技術者	様式第4号 (その1)	・ 企業と配置予定技術者との雇用関係が、当該入札の申込日より前に3箇月以上雇用されていることが確認できる資料の写しを添付すること。
(2)保有する資格		・ 第2の2の(1)、(2)及び(4)に示す要件が確認できるよう配置予定技術者の資格を記載すること。 ・ 免許・資格者証等の写しを添付すること。
(3)施工経験		・ 記載の必要なし。
5 その他留意事項		
(1) 配置予定技術者に 係る注意事項	—	・ 複数の候補者 配置予定の技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができる。 ・ 重複の候補者 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札した場合等、配置予定の技術者を確実に配置することができると判断できない場合は入札してはならず、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 ・ 専任性違反 落札決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。 ・ 配置予定技術者の交代 契約に当たっては様式第4号により提出した配置予定技術者を配置するものとし、当該配置予定技術者の交代については、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めない。病気等の理由により、配置予定技術者を変更する場合は第2の2に示す基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

	(2) 申請書作成に係る留意事項	—	・当該様式が添付されていない場合（記載すべき事項に記載がない場合及び未記入の場合を含む。）及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合には、その者のした入札を無効として取り扱う。 ・様式は、設計図書等閲覧にアップされた様式を必ず使用すること。 ・添付書類がある場合は、スキャニング等で作成したファイルとして添付すること。 ・電子入札システムにおける添付データについては、容量の制限（１０ＭＢ）があるので十分留意すること。 ・申請書等の提出を電子入札システムで行わなければ、以降の入札書提出等の電子入札システムでの処理ができなくなるので留意すること。
--	------------------	---	---

日 程

月	日	曜 日	公 告 (15 日 間)	閲 覧 (15 日 間)	質 問 書 (11 日 間)	回 答 書 (3 日 間)	参 加 申 請 書 (12 日 間)	入 札 書 (3 日 間)	開 札
6	9	火	公告日 6月9日						
	10	水	交付開始 6月10日	閲覧開始 6月10日	受付開始 6月10日		受付開始 6月10日		
	11	木	↓②	↓②	↓②		↓②		
	12	金	↓③	↓③	↓③		↓③		
	13	土							
	14	日							
	15	月	↓④	↓④	↓④		↓④		
	16	火	↓⑤	↓⑤	↓⑤		↓⑤		
	17	水	↓⑥	↓⑥	↓⑥		↓⑥		
	18	木	↓⑦	↓⑦	↓⑦		↓⑦		
	19	金	↓⑧	↓⑧	↓⑧		↓⑧		
	20	土							
	21	日							
	22	月	↓⑨	↓⑨	↓⑨		↓⑨		
	23	火	↓⑩	↓⑩	↓⑩		↓⑩		
	24	水	↓⑪	↓⑪	受付終了 6月24日		↓⑪		
	25	木	↓⑫	↓⑫			受付終了 6月25日		
	26	金	↓⑬	↓⑬		閲覧開始 6月26日	↑②	受付開始 6月26日	
	27	土							
	28	日							
	29	月	↓⑭	↓⑭		↓②	↑①	↓②	
	30	火	交付終了 6月30日	閲覧終了 6月30日		閲覧終了 6月30日		受付終了 6月30日	
7	1	水							開札日 (落札候補者決定) 7月1日
	2	木							
	3	金							
	4	土							
	5	日							